

三木の森林だより



森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設について

平成三十一年度税制改正大綱において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が平成三十年三月六日に閣議決定されました。税の創設の経緯や内容と共に、これを財源として取り組む「新たな森林管理システム」の内容について紹介します。

1 森林環境税を巡る経緯

地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源の確保については、これまで長期間にわたり、政府・与党での検討や関係者による働きかけが続けられてきました。林野庁が平成十七年二月に発効した京都議定書に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて森林吸収量の確保に必要となる間伐等を推進するため、平成十七年度税制改正以降、森林吸収源対策のための財源となる税を要望して来しました。

こうした中、地球温暖化防止に向けた国際枠組みであるパリ協定の採択や昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まりを受けて、林野庁において市町村が主体となった新たな森林整備の仕組みの検討を進めると共に、総務省では地方財政審議会に検討会を設置し、具体的な制度設計の検討が進められました。これらの検討と並行して与党税制調査会における議論が行われた結果、十二月の税制改正大綱での平成三十一年度からの創設との結論へと至りました。

2 森林環境税創設の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林管理等を進めて行くことは、我が国の国土や国民の命を守ることに繋がります。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっています。今回の新たな税は、このような状況認識のもと①パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成。②森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積すると共に、自然条件が悪い森林について市町村自らが管理を行う「新たな森林管理システム」の創設。国民一人一人が等しく負担を分かち合せて我が国の森林を支える仕組みとして創設されることになりました。



森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ



3 税の仕組み

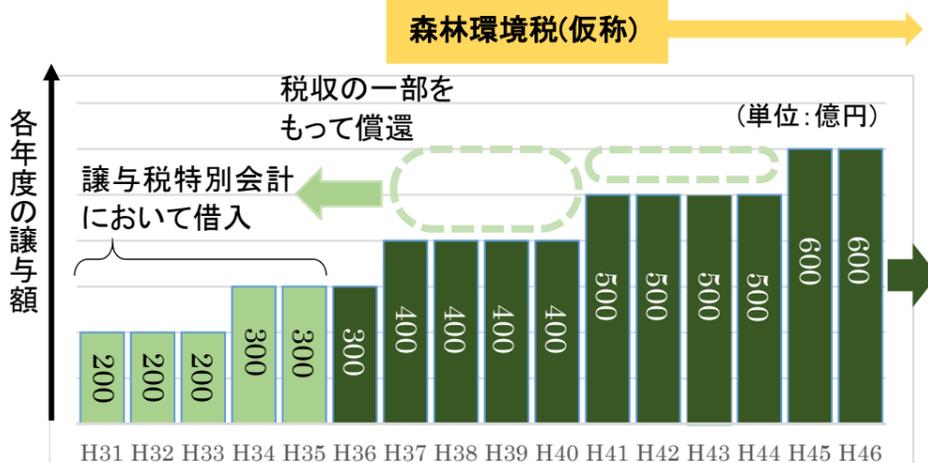
森林環境税は国民から税を頂く森林環境税(仮称)と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税(仮称)という2つの税から構成されます。

森林環境税(仮称)は、個人住民税の均等割りの納税者の皆様から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村に徴収して頂きます。時期については、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災対策対応分として平成三十五年まで個人住民税均等割りに年額千円が上乗せされていることを踏まえ、平成三十六年度から課税することとされています。

森林環境譲与税(仮称)は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与(配分)します。森林現場の課題に早期に対応する観点から、平成三十一年度から開始されます。

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額

- ・市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額を設定
- ・森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与
- ・用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定



4 税の用途

森林環境譲与税(仮称)の用途については、①間伐や路網整備といった森林整備②人材育成・担い手の確保③木材利用の促進や普及啓発に当てなければならぬこととされています。すなわち、森林を抱える山間部の市町村においては、これまで様々な課題等により手入れが出来ていなかった森林における間伐・路網整備等の森林整備や、このための意向調査・境界画定、さらに森林整備を担う人材の育成や担い手の確保等の取組を推進していく事となります。また、森林の少ない都市部の市町村では、森林整備を支えるとともに森林林業への理解促進につながる木材利用や普及啓発等の取組を進めて頂くこととなります。

5 用途の公開

森林環境税は、都市・地方を通じて国民皆で森林を支える仕組みであることから、森林環境譲与税(仮称)を活用するに当たっては広く国民全体に対して説明責任を果たすことが求められます。このため、市町村等は森林環境譲与税(仮称)の用途を公表しなければならぬこととされています。

6 おわりに

森林環境税(仮称)は各地域において、これまで手入れが出来なかった森林の整備が進み、森林の公益的機能の発揮で国民の安心・安全の確保につながると共に地域の安定的な雇用創出など、地域活性化にも大きく寄与するものです。

森組からお知らせ

●組合員名簿等名義変更について

所有森林で相続・取得・売却等が生じた際には、組合員名簿及び出資証券の名義変更等が必要となりますので、御連絡下さい。

●職員によるブログについて

静岡県西部(遠州)地域の情報ポータルサイト『はまぞう』に組合職員スタッフブログを公開しています。

一年たって感じたこと

西尾 昂

今年の四月でこの森町森林組合に入組して早くも一年が過ぎました。

当組合が手掛ける様々な事業の山林調査等に携わりながら、各施業現場における一連の流れを見ることができました。

初めての経験や驚きが続いた一年でしたが、中でも感動的だったのが間伐をした山の劇的な変化です。間伐をしたことによって薄暗かった林内に光が差し込み明るくなったことに驚きを感じました。



着手前

完成

今までは間伐の目的はもちろん、それが今後、山にどのような変化をもたらすのか知る由もありませんでした。

しかし現場の施業状況を自身で写真管理することによって、より大きく山の変化を感じ取れたと思います。

また最初は山歩きをするのも精一杯でしたが、今では歩きながら境界や植物などにも目を向けることができるようになり、体力的にも向上した1年間になりました。



森林経営計画樹立の報告

新たに天方地区での区域計画を策定

皆様のご理解並びにご協力のもと、平成29年度の森林経営計画として「天方I団地」を樹立いたしました。三倉地区における森林経営計画の延面積は5年間で1,500haを突破しており、新たに森林組合として平成29年度は天方地区での集約化を推進しました。

間伐材の搬出をとまなう森林整備を進めていく中で、重要な事は山林所有者の取りまとめです。つまり小規模の山林を面的に集約していく事にあります。集約化が済んだ山林に対し補助金を使用していく事で作業の効率化を図り、経費の削減を目指しております。

また、森林経営計画樹立箇所でも森林認証FSCを同時に取得していきます。森林認証を取得していく事で、環境にも配慮した持続可能な森林経営を実現していきます。これからも皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

- 場所：森町亀久保字刃熊・ボラサワ他
- 所有者数：7名 ●策定面積：177ha
- 期間：H30.1.9～H35.1.8までの5ヶ年間



森林認証を深く知る③

FSCの10の原則にもとづき、森林管理計画書を作成し、それを根拠に森林を管理して行くことで「持続可能な森林経営・管理」が実現されます。森林管理計画書の中には特定地の取り扱いという項目があり、急傾斜地、保全地帯、保護区などを設定しています。

その中で保護価値の高い森林として森町にある大日山金剛院山門及び仁王像周辺を文化的に保護価値の高い森林として位置づけています。保護価値の高い森林周辺を伐採する際には、史跡等の保全とともに景観についても十分に配慮して作業をおこないます。



※昭和49年9月27日に町指定文化財に認定された。

平成29年度森林整備事業の報告

森林所有者の御協力のもと大きな事故もなく無事施業を終えることができました。ご協力をいただいた所有者の皆様におかれましてはあらためてお礼申し上げます。

利用間伐事業

○合板・製材生産性強化対策事業 間伐 41.57ha 森林作業道 7420m

○森林環境保全直接支援事業 間伐 20.83ha 森林作業道 2674m

の2事業を利用し間伐を62.40ha、作業道開設を10,094m実施しました。面積は前年度と比べ約115%増加し、搬出材積も前年対比120%増加の4,560 m³に上る見込みです。



保育間伐事業

○治山事業(本数調整伐)17.52ha ○森の力再生事業 環境伐 50.01ha

計67.53haを実施しました。森の力再生事業においては昨年度より14.97ha整備面積を増加しています。事業量が増加するなかで、効率的に施業を行なうことはもちろんですが、協力会社とも連携を高め、今後も事業量の増加を計っていききたいと思います。

静岡県森連天竜事業所市況 平成30年4月18日 (2057回市) 土場在庫218台

すぎ

長さ(m)	末口径(cm)	中値	1本当たり単価(円)	摘要
3m	14	9,000	531	柱目 3.5寸取
	16~18	12,000	1,044	柱目 4寸取
	20~	12,000	1,584	中目
4m	14	9,000	702	桁目 3.5寸取
	16~18	10,500	1,218	桁目 4寸取
	20~22	13,500	2,376	中目
	24~28	16,000	4,320	中目
	30~34	17,000	6,970	二番玉節小
6m	16~18	15,000	-	通し柱 4寸
	20~22	15,000	-	通し柱 太角

ひのき

長さ(m)	末口径(cm)	中値	1本当たり単価(円)	摘要
3m	14	13,000	767	柱目 3.5寸取
	16~18	18,000	1,566	柱目 4寸取
	20~	14,000	1,848	太角目
4m	14	14,000	1,092	土台目 3.5寸取
	16~18	17,000	1,972	土台 4寸取
	20~22	17,000	2,992	中目縁甲取
	24~28	17,500	4,725	中目
	30~34	19,500	7,995	二番玉節小
6m	16~18	29,000	-	通し柱 4寸
	20~22	25,000	-	通し柱 太角

三木の森林だより

~山のことなら何でも森町森林組合に~

発行/森町森林組合

〒437-0208 静岡県周智郡森町三倉 826-2

TEL: 0538-86-0211 FAX: 0538-86-0212

E-Mail: jigyou@forest-morimachi.or.jp

URL: http://www.forest-morimachi.or.jp